

市 税

主な市税 問合せ先／本庁 税務課 各支所 地域総務課

市民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように、道路、下水道、公園の整備、教育、福祉の充実、消防や災害対策などの事業を行うために、「市税」は大きな財源となっています。

税の種類		納税義務者
市 民 税	個人市民税 (併せて府民税も納めていただくことになっています)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月1日現在、市内に住所がある方で、前年中に所得があった方 ・ 1月1日現在、市内に住所がない方で、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方（家屋敷課税） (税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出しますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみのサラリーマンや年末調整済みの方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません)
	法人市民税	・ 市内に事務所・事業所を持つ法人など
固定資産税		・ 1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方 (税率1.5%)
都市計画税		・ 1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有する方 (税率0.2%)
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方 (心身などに障がいのある方などが所有し、運転する車の税金は免除される場合があります)
たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で販売された、たばこ代金の一部は、たばこ税として市の収入となります。 ※たばこは南丹市内でお買い求めください。

※納付書は個人市民税・固定資産税（都市計画税）はまとめて、軽自動車税・国民健康保険税は個別になります。

※軽自動車の車検には納税証明が必要です。また、軽自動車などの譲渡や廃車などの異動があった場合は、関係機関に届出が必要です。

※法人市民税は原則として、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内が納期となっています。

国民健康保険税	・ 世帯主（所得割・均等割・平等割の計算によって算出されます）
---------	---------------------------------

※国民健康保険税は国保医療課の担当となります。

●市税などの納付期限

税目 期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	全期		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
軽自動車税	○											
個人市府民税			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
固定資産税 (都市計画税)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市税などに関する証明

問合せ先／本庁 税務課 各支所 地域総務課

種 類	必要なもの	手数料
所得証明書	・本人確認のできるもの (運転免許証など)	300円
課税証明書		300円
非課税証明書		300円
納税証明書		1枚につき300円
固定資産評価証明書		1枚につき300円
固定資産公課証明書		1枚につき300円
住宅用家屋証明書		1,300円
軽自動車税納税証明書		無料
図面(地番図)閲覧手数料		300円
固定資産台帳閲覧手数料		300円

※閲覧は、1種類1回をもって1件とします。

※本人以外の方が申請される場合は、委任状が必要となる場合があります。

※固定資産に関する証明書には登記簿謄本などの書類が必要となる場合がありますので、詳しくは、各窓口までお問い合わせください。